

1 制限措置

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
1	小型機船底びき網手操第三種（桁網）	定めなし	5トン未満		山口県内海	11月10日から翌年4月19日まで	山口県瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者		○
2	雑魚かご	1	5トン未満	定めなし	別記1	1月1日から12月31日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○
3	雑魚かご	2	5トン未満	定めなし	別記2	4月1日から3月31日まで	山口県防府市大字野島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

4	ふぐ・あなご はえ縄（県外船）	5	5トン未満	定めなし	別記3	ふぐ： 10月1日から翌年3月31日まで あなご： 12月15日から翌年3月31日まで	広島県において同様の漁業種類を営む者であって、山口県と広島県との間において締結された各種漁業の入漁協定に基づいて入漁する者		○
5	ふぐ・あなご はえ縄（県外船）	1	10トン未満	定めなし	別記3	ふぐ： 10月1日から翌年3月31日まで あなご： 12月15日から翌年3月31日まで	広島県において同様の漁業種類を営む者であって、山口県と広島県との間において締結された各種漁業の入漁協定に基づいて入漁する者		○

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ・整理番号1から3に係るもの
令和7年8月26日から令和7年9月25日まで（一月）
- ・整理番号4から5に係るもの
令和7年8月26日から令和7年9月8日まで（14日間）

3 許可の有効期間

- ・整理番号1に係るもの
令和7年11月10日から令和8年11月9日まで
- ・整理番号2及び3に係るもの
許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日とする。
- ・整理番号4及び5に係るもの
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

※ 小型機船底びき網漁業の「推進機関の馬力数」は、令和2年11月16日付農林水産省告示第2230号「漁業の許可及び取締り等に関する省令第71条第4号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件」において、瀬戸内海において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度は48キロワット（15馬力）と定められている。

【別記1】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、M、ト、チ、Nの各点を順次結んだ線、SとTとを結んだ線及びUとVとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱

B // 牛島黒岳南端

C 防府市野島定兼鼻南端

D 熊毛郡上関町祝島オトモ鼻防波堤東角

E 下松市笠戸島火振岬南端

F 熊毛郡平生町佐合島蜂巢鼻北端

G 光市尾島仏の岩北端

H // 大字室積村梶取岬南端

I // 尾島明神鼻東端

J 熊毛郡上関町八島灯台基部

K // // 祝島南西端

L // // ホウジロ灯台基部

M 柳井市ハンドウ島西端

N 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点

O 柳井市平郡島櫛崎南端

P 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端

Q 柳井市平郡島蛇の池西側角

R 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端

S 光市島田川千歳大橋右岸南角

T // 島田川千歳大橋左岸南角

U 熊毛郡田布施町田布施川新八海橋右岸北角

V // 平生町田布施川新八海橋左岸北角

点イ Aから199度の線とBとCとを結んだ線との交点

ロ FからGを見通した線とDとEとを結んだ線との交点

ハ HからIを見通した線とJからKを見通した線との交点

ニ Lから180度3,000メートルの点

ホ Jから160度3,000メートルの点

へ Jから115度4,000メートルの点

ト OとPとを結んだ線の中央点

チ MとNとを結んだ線とQとRとを結んだ線との交点

【別記2】

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 防府市野島定兼鼻南端

B // 沖島洲崎東端

C 周南市岩島南端

D // 馬島金ヶ崎南端

E 大分県東国東郡姫島村姫島東端

F 防府市野島天石鼻西端

G // と周南市との最大高潮時海岸線における境界点

H // 向島タズノ鼻南端

点イ Aから158度3, 500メートルの点

ロ BとCとを結んだ線とDとEとを結んだ線との交点

ハ FとGとを結んだ線とDとHとを結んだ線との交点

ニ Aから255度2, 700メートルの点

【別記3】

次のA、Bを結んだ線及びその延長線以東、C、D、E及びFを順次結んだ線以南、G、H、Iを順次結んだ線以南の山口県海域。

A 柳井市平郡島西端

B 伊予灘航路第6号灯浮標

世界測地系：北緯33° 42' 51" 東経132° 13' 02"

日本測地系：北緯33° 42' 39" 東経132° 13' 11"

C 柳井市と熊毛郡上関町との境界点

D 大島郡周防大島町下荷内島南端

E // // 上荷内島南端

F // // 大字戸田法師崎南端

G // // 大字伊保田瀬戸ヶ鼻北端

H // // 諸島北西端

I 愛媛県松山市津和地島苅藻鼻南端

〈備考〉 漁業種類：ふぐ・あなごはえ縄漁業（広島県からの入漁）